

徳島県告示第五百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づく道路の占用を制限する区域の指定を解除することとしたので、次のとおり公示する。

その関係図面は、徳島県県土整備部高規格道路課及び徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和六年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定を解除する道路種別、路線番号、路線名及び占用を制限する区域

道路種別	路線番号	路線名	占用を制限する区域
主要地方道	五	観音寺池田	三好市池田町西山登リ尾一三四八番一地先から 同 州津宮ノ久保七三九番二地先まで

二 占用の制限を解除する占用物件
新たに地上に設ける電柱

三 占用の制限を解除する理由
当該区域について、道路の占用を制限する必要がなくなったため

四 占用の制限の解除の期日
令和六年十一月二十二日